

社会福祉法人千代田会「行動計画」

平成27年3月24日策定

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようするため、次のように行動計画を策定する。

1, 計画期間 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間

2, 内 容

目 標 1 ; 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知・徹底を図る。

<対策>

- 平成27年度～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成27年度～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目 標 2 ; 男性職員の育児休業取得促進

<対策>

- 平成27年度～ 男性も育児休業を取得できることの周知
- 平成27年度～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施